

**旅館業及び飲食店を営む（施設を建設する）場合、次の届出が必要となる場合があります。**

■ **大気汚染防止法に基づく「ばい煙発生施設」の設置届出**

冷暖房や給湯等のため次のボイラー※を設置する場合

（※ 熱源として電気又は廃熱のみを使用するものは除きます）

- ・ 伝熱面積が 10 m<sup>2</sup>以上
- ・ バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 50 L/H 以上

（カタログを参照するかメーカーにご確認ください）

■ **水質汚濁防止法に基づく「特定施設」の設置届出**

汚水又は廃液を排出する次の施設を設置する場合

<旅館業>

- ・ ちゅう房施設
- ・ 洗濯施設
- ・ 入浴施設
- ・ 501人槽以上の浄化槽

<飲食店>

- ・ 総床面積 360 m<sup>2</sup>以上の弁当を調理し、仕出し又は製造卸売りをを行う営業
- ・ 総床面積 420 m<sup>2</sup>以上の一般食堂(日本料理店、西洋料理店、中華料理店その他の通常主食と認められる食事)を提供する飲食店
- ・ 総床面積 630 m<sup>2</sup>以上のそばを提供する飲食店、うどんを提供する飲食店、すしを提供する飲食店
- ・ 総床面積 1500 m<sup>2</sup>以上の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他にこれらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせる飲食店

▼ **上記のいずれも、施設を設置しようとする原則 60 日前までに届出が必要となります。**

▼ **詳しくは 3 階：環境生活課地域環境係にお尋ねください。**  
(外勤等で担当者が不在にしている場合があります。予めご了承ください。)

環境生活課地域環境係 外線 0136-23-1352

内線 2971 2972